

日本環境管理学会会則

第1章 総 則

第 1条 (名 称)

この会は、日本環境管理学会という。

2. 「この会の英文名称は、Research Institute of Environmental Management、Administration and Maintenance of JAPAN (略称 RIEMAM of JAPAN) とする。

第 2条 (事務所)

この会は、事務所を日本国東京都内に置く。

第 3条 (支 部)

この会は、理事会の議を経て、必要の地に支部を置くことができる。

2. 支部の運営は、別に定める細則による。

第2章 目的および事業

第 4条 (目 的)

この会は、環境管理に係わる次の諸分野に関する学術・技術の振興並びに普及・交流を図り、もって、環境の保全・向上に寄与することを目的とする。

- (1) 都市環境管理
- (2) 建築環境管理
- (3) ビルディング・メンテナンス
- (4) プロパティ・マネジメント
- (5) ビルディング・マネジメント
- (6) 環境管理論

第 5条 (事 業)

この会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 調査・研究とその振興
- (2) 会誌の発行
- (3) 研究発表会の開催
- (4) 研究成果の刊行
- (5) 文献・資料の収集および活用
- (6) 環境管理に係わる教育の振興および技術の指導
- (7) 研究会・講演会・講習会・見学会などの開催、その他広報活動
- (8) 国内外の学術機関および協会等との交流
- (9) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第 6条 (会員種別と資格)

会員の種別および資格は、次の通りとする。

- (1) 正会員（個人） この会の趣旨に賛同し、入会した個人
- (2) 正会員（法人） この会の趣旨に賛同し、入会した法人
- (3) 特別会員 この会の趣旨に賛同し、入会した官公庁、地方公共団体・協会等
- (4) 学生会員 環境管理に関する学術・技術を研鑽しようとする学生で、入会した個人

2. 学生会員がその所属する学校を卒業あるいは修了したときには、正会員（個人）となる。

第 7 条 （入 会）

会員になろうとするものは、正会員 1 名の推薦を受け、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を経なければならない。

2. 前項の承認を経た者の会員としての効力は、第 3 項に定める入会金を納付したときに生ずる。

3. 会員の入会金は次の通りとする。

- (1) 正会員（個人） 2、000 円
- (2) 正会員（法人） 10、000 円
- (3) 特別会員 -
- (4) 学生会員 1、000 円

第 8 条 （会 費）

会員の会費は次の通りとする。

- (1) 正会員（個人） 年額 10、000 円
- (2) 正会員（団体） 年額 60、000 円
- (3) 特別会員 年額 50、000 円
- (4) 学生会員 年額 3、000 円

2. 年度途中の入会会員の当該年度の会費は、次により算出した額とすることができる。

- (1) 4 月から 6 月の入会 : 第 1 項に定める額
- (2) 7 月から 9 月の入会 : 第 1 項に定める額の 4 分の 3
- (3) 10 月から 12 月の入会 : 第 1 項に定める額の 2 分の 1
- (4) 翌年 1 月から 3 月の入会 : 第 1 項に定める額の 4 分の 1

第 9 条 （会員の権利）

会員の権利は、次の通りとする。

- (1) 正会員は、総会における議決権、役員選挙権・被選挙権をもつ
- (2) すべての会員は、会誌の配布を受ける
- (3) すべての会員は、この会の行うすべての事業に関して便宜を受けることができる

2. 前項第 1 号および第 2 号における会員のもつ権利は、各 1 個とする

3. 会員の権利は、これを他に譲渡できない。

第10条 (資格の喪失)

会員は、次の場合にその資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡あるいは失踪宣言を受けたとき
- (3) 会員である法人または団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき

第11条 (権利の停止)

会員で会費の未納が4カ月に及ぶものは、第9条に定める会員の権利を停止する。

第12条 (除名・復権)

会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議を経て、これを除名することができる。

- (1) 会費の不納が1か年以上に及ぶとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為のあったとき

2. 除名されたものが再び入会しようとするときは、第7条による手続きをとり、理事会の承認を経なければならない。

3. 前項により承認を経たものの会員としての効力は、前条による権利停止に至るまでの不納会費4か月分相当額を納めたときに生ずる。

第13条 (退会)

会員で退会しようとするものは、会費を完納した上、理由を付して退会届を提出しなければならない。

第14条 (納入金の返還)

会員が除名・退会その他の事由によって会員の資格を失ったときは、既に納めた入会金及び会費の返還を求めることができない。

第15条 (終身会員)

個人である正会員であって、30年以上会員として継続したものは、理事会の議を経て、終身会員として待遇し、その後は会費の納入を必要としない。

第16条 (名誉会員)

この会の目的の達成に多大の貢献をしたもの、または、環境管理の学術・技術の進歩・発達に功績顕著なるものは、理事会の議を経て、名誉会員の称号をおくることができる。

2. 名誉会員の会費は、これを徴収しない。

第4章 役員および職員

第17条 (役員)

この会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 35名以内
- (4) 監事 2名

- 2. 会長および副会長は理事となる。
- 3. 第3条により設置された支部の支部長は理事となる。
- 4. この会には専務理事をおくことができる。

第18条 (役員を選出)

会長および監事は、正会員の中から、互選により選出する。

- 2. 副会長は、正会員の中から、会長が指名する。
- 3. 理事は、正会員の中から、会長が指名する。
- 4. 専務理事は、理事の中から、会長が指名する。

第19条 (役員の職務権限)

会長は、この会を代表し、会務を総括し、総会および理事会の議長となる。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3. 理事は、理事会を組織し、会務を審議し、処理する。
- 4. 専務理事は、会長・副会長を補佐する。
- 5. 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会に出席することができる。ただし、議決には加わらない。

第20条 (役員の任期)

役員の任期は2か年とする。ただし、重任を妨げない。

- 2. 役員は、その任期満了後でも後任者の就任までは、なお、その職務を行う。

第21条 (役員の補充)

役員が欠けたときは、次の各号によって補充する。

- (1) 会長または監事は、第18条第1項に準ずる
- (2) 理事は、第18条第2項に準ずる

- 2. 会長は、第17条に定める範囲内において、理事を増員することができる。
- 3. 補充または増員された役員の任期は、前任者または現理事者の残任期間とする。

第22条 (役員の解任)

会長は、役員が次の各号の一に該当するときは、理事会ならびに総会の議を経て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第23条 (事務局)

この会は、会務を処理するため事務局を設け、職員若干名を置く。そのうち1名を

事務局長とする。

2. 職員の任免は、理事会の議を経て、会長が行う。
3. 事務局長は、事務局を統轄する。
4. 第18条第3項の規定にかかわらず、事務局長は、理事となる。

第5章 会 議

第24条（会 議）

この会の会議は、原則として、総会と理事会の2種とする。

第25条（総会の召集）

総会は、通常総会と臨時総会にこれを分かつ。

2. 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2か月以内に会長が招集する。
3. 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 監事が必要と認めたとき
 - (3) 正会員現在数の5分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して要求があったとき
4. 前項第3号の場合、会長は、その要求のあった日から2か月以内に臨時総会を招集しなければならない。

第26条（総会の通知）

総会の招集には10日以前に、その会議の日時・場所及び付議事項を示し、郵便・電信・会誌などをもって会員に通知しなければならない。

第27条（総会の議決事項）

総会では、この会則で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告・収支決算ならびに財産目録の承認に関する事項
 - (2) 事業計画ならびに収支予算の承認に関する事項
 - (3) その他、理事会が必要と認めた事項
 - (4) 正会員現在数の5分の1以上から、総会開催日の30日以前に、あらかじめ議題として提出された事項
2. 総会では、あらかじめ通知しなかった議案について審議することができない。ただし、出席正会員の4分の3以上の同意があった場合には、この限りではない。

第28条（総会の議決）

総会は、正会員現在数の5分の1以上の出席によって成立する。

2. 正会員は、各1個の議決権をもつ。
3. 議決権の行使を、他の出席正会員に委任することができる。
4. 前項による委任は、出席とみなす。
5. 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決する。
6. 前項の規定にかかわらず、第22条および第36条にかかわる事項は、出席正会員

の4分の3以上をもって決する。

第29条（総会の記録）

総会の議事録は議長が作成し、議長および出席正会員代表2名以上が署名・押印し、これを保存する。

2. 総会の議事の要項および議決した事項については、会誌等により会員にこれを周知させる。

第30条（理事会）

理事会は、会長が招集する。

2. 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席によって成立する。
3. 理事は、各1個の議決権をもつ。
4. 議決権の行使を、他の出席理事に委任することができる。
5. 前項による委任は、出席とみなす。
6. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決する。
7. 前項の規定にかかわらず、第22条および第36条にかかわる事項は、出席理事の4分の3以上をもって決する。
8. 理事会の議事録は議長が作成し、議長および出席理事代表2名以上が署名・押印し、これを保存する。

第6章 大会および委員会

第31条（大会）

この会は、毎年1回以上、全国より会員の参集を求めて大会を開催し、会員の研究発表、その他目的達成に必要な行事を行う。

第32条（委員会）

この会は、会務運営ならびに第5条の事業遂行のために、必要な委員会を設けることができる。

2. 委員会の設置または廃止は、理事会で決める。
3. 委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
4. 前2項の規程に関わらず、調査研究活動を行う委員会（研究委員会等）の設置・運営については、別に定める。

第7章 会計

第33条（経費の支弁）

この会の経費は、会費・資産または事業から生ずる収入・寄付金その他の収入をもって支弁する。

2. 第3条により設置された支部には、別に定めるところにより、支部交付金を支弁する。

第34条（収支決算）

収支決算および財産目録は、毎会計年度終了後2カ月以内に、監事の意見を付け、

総会の承認を受けるものとする。

2. 収支決算書・事業報告書等の作成は、理事会が行う。

第35条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第8章 補 則

第36条（会則の変更）

この会則の変更は、理事会および総会において、おのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

第37条（顧問）

この会は、理事会の推薦により、顧問若干名を置くことができる。

第38条（評議員会）

この会は、会長の諮問機関として、評議員会を置くことができる。

2. 評議員会は、評議員50名以内をもって構成する。

3. 評議員は、理事会が会員の中から選出する。

第39条（名誉会長）

この会は、退任された会長に、理事会の議を経て、名誉会長の称号を贈ることができる。

2. 名誉会長は、正会員（個人）としての会員資格を有する。

- [付 則]
1. この会則は、昭和63年7月25日より施行する。
 2. この会則は、1990年5月18日より改正施行する。
 3. この会則は、1992年5月15日より改正施行する。
 4. この会則は、1996年5月24日より改正施行する。
 5. この会則は、1997年5月30日より改正施行する。
 6. この会則は、2000年5月22日より改正施行する。
 7. この会則は、2001年5月18日より改正施行する。
 8. この会則は、2006年5月26日より改正施行する。
 9. この会則は、2009年5月22日より改正施行する。